平成２０年（フ）第４２号
埼玉県秩父郡長瀞町大字本野上248番地４
破産者　福島　久光
１　決定年月日　平成22年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２１年（フ）第１２７号
長野県飯田市山本381番地５
破産者　佐々木孝子
１　決定年月日　平成22年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第２４号
兵庫県篠山市味間南845番地４
破産者　木寅　政彦
１　決定年月日　平成22年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第６７２号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷1070番地３―102号、旧住所長崎県西彼杵郡長与町高田郷3777番地５―1102号
破産者　河原吉三郎
１　決定年月日　平成22年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６８０号
タイ国プーケット　カトゥ　パトンビーチ　プラバラミーロード284　ダイヤモンドクリフリゾート＆スパ、開始決定時の住所長崎県西彼杵郡時津町元村郷623番地10
破産者　浜口　義弘
１　決定年月日　平成22年８月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０５号
青森県弘前市大字堅田５丁目18番地５
破産者　榊　　隆幸
１　決定年月日　平成22年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３０６号
青森県弘前市大字堅田５丁目18番地５
破産者　榊　　薫
１　決定年月日　平成22年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３６８号
青森県弘前市大字高杉字神原105番地１
破産者　葛西　敏明
１　決定年月日　平成22年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１５号
宮城県気仙沼市四反田104番地13　本町ハイムＢ棟101号
破産者　佐々木正樹
１　決定年月日　平成22年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第２５３号
秋田市外旭川字大谷地44番地６
破産者　柏原　　剛
１　決定年月日　平成22年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５４号
秋田市外旭川字大谷地44番地６
破産者　柏原真理子
１　決定年月日　平成22年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５号
福島市南矢野目字道下43番地の11
破産者　田代　恒雄
１　決定年月日　平成22年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１３０号
福島県伊達郡桑折町大字松原字柳沢前68番地
破産者　八木沼達也
１　決定年月日　平成22年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第５１号
福島県白河市関辺谷中60番地164
破産者　鈴木　伸典
１　決定年月日　平成22年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第６５号
福島県白河市結城43番地　市営５―６号
破産者　松井　昭朗
１　決定年月日　平成22年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第５９号
山梨県甲府市川田町933番地サンコーレ甲運610
破産者　清水みつ子
１　決定年月日　平成22年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１９号
長野県上水内郡信濃町大字柏原4078番地の３
破産者　戸田け江代
１　決定年月日　平成22年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９０号
長野県中野市大字片塩380番地１
破産者　久保田義久
１　決定年月日　平成22年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５０５号
愛知県豊田市平芝町３丁目13番地12　三英ビル306号
破産者　沖田　　章
１　決定年月日　平成22年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係